



保医発1031第3号  
平成29年10月31日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」(平成28年3月4日保医発0304第10号)の一部を以下のとおり改正し、平成29年11月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別表のⅡの035(3)②イに次を加える。
  - v 平滑化素材が層構造に加工されていること。

(別添参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成28年3月4日保医発0304第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～034 (略)</p> <p>035 尿管ステントセット</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① (略)</p> <p>② 一般型・異物付着防止型 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 材質、表面コーティング又は表面加工が次のいずれかに該当すること。</p> <p>i～iv (略)</p> <p><u>v 平滑化素材が層構造に加工されていること。</u></p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>036～193 (略)</p> <p>III～VII (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～034 (略)</p> <p>035 尿管ステントセット</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① (略)</p> <p>② 一般型・異物付着防止型 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 材質、表面コーティング又は表面加工が次のいずれかに該当すること。</p> <p>i～iv (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>036～193 (略)</p> <p>III～VII (略)</p>